

## 2021 北教組「9月勤務実態記録」集計結果報告（ダイジェスト版）

北教組は、2021年9月1日（水）～9月30日（木）（課業日20日間 週休日8日間 祝日2日間）に「給特法」適用の教職員を対象として勤務実態の調査を行い、6,035人から回答を得た。

### 調査結果 A

#### 改正「給特法・条例」にもとづく時間外在校等時間「上限（月45時間）」遵守の状況

	集約人数	① 超過時間	② 休憩時間の業務	時間外在校等時間 (①+②)	「上限」を超える者の割合	③ 持ち帰り業務	時間外+持ち帰り (①+②+③)	持ち帰りを含めると「上限」を超えた者の割合
小学校平均	4,000人	32h42m	12h51m	45時間34分	46.1%	12h10m	57時間43分	62.8%
中学校平均	1,904人	36h33m	12h42m	49時間16分	50.4%	8h32m	57時間47分	59.4%
高校平均	49人	47h03m	8h02m	55時間05分	55.1%	0h20m	55時間25分	55.1%
特別支援学校平均	82人	25h57m	8h05m	34時間03分	29.3%	4h26m	38時間28分	35.4%
<b>全校種平均</b>	6,035人	33h56m	12h42m	<b>46時間39分</b>	<b>47.3%</b>	10h49m	<b>57時間27分</b>	<b>61.3%</b>
小学校・中学校平均	5,904人	33h57m	12h48m	46時間46分	47.5%	11h00m	57時間45分	61.7%

- 改正「給特法」では、時間外在校等時間の上限が「月45時間・年360時間」と定められているにもかかわらず、47.3%の教職員が上限を超える（さらに持ち帰り業務を含むと61.3%が上限を超える）。
- 2021年9月は緊急事態宣言下であったため、部活動・学校行事に大きな制限があった。そのため、昨年度に比べると時間外在校等時間・上限超えの割合は減少したものの、それでも約半数が上限を超えている。

#### 「過労死レベル」（月80時間以上の超過勤務）を超えた者の割合

	集約人数	①+②の合計が 80時間超		①+②+③の合計が 80時間超		①+②の合計が 100時間超		①+②+③の合計が 100時間超	
		人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
小学校	4,000人	231人	5.8%	794人	19.9%	59人	1.5%	308人	7.7%
中学校	1,904人	226人	11.9%	399人	21.0%	89人	4.7%	189人	9.9%
高校	49人	10人	20.4%	10人	20.4%	6人	12.2%	6人	12.2%
特別支援学校	82人	1人	1.2%	3人	3.7%	0人	0.0%	0人	0.0%
<b>全校種</b>	6,035人	468人	7.8%	<b>1,206人</b>	<b>20.0%</b>	154人	2.6%	<b>503人</b>	<b>8.3%</b>
小学校・中学校	5,904人	457人	7.7%	1,193人	20.2%	148人	2.5%	497人	8.4%

9月に「過労死レベル」を超えた者は、20.0%に達している。道教委「北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」は、持ち帰り業務を把握していないことから形骸化し、公務災害認定も困難な状況。

調査内容 B

「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」  
把握状況〔学校数〕

「時間外在校等時間」市町村公表状況

休憩時間の業務時間把握			週休日・休日の業務時間把握		
	あり	なし		あり	なし
小学校	183	360	小学校	261	284
中学校	132	182	中学校	174	140
高校	0	3	高校	3	0
特別支援学校	3	14	しょうがい	4	12
合計	318	559	合計	442	436
割合	36.3%	63.7%	割合	50.3%	49.7%

「時間外在校等時間」 市町村公表	
あり	なし
8	170
4.5%	95.5%

- ・時間外在校等時間には、休憩時間や週休日・休日に採点業務や部活動などの校務を行った時間が含まれないが、多くの学校で把握されていない実態が明らかとなった。
- ・教育委員会・校長が集計している時間外在校等時間は実際の実態と異なることになる。
- ・時間外在校等時間の市町村公表を求める道教委「北海道アクション・プラン」が徹底されていない。



2021年9月分・A市町村の公表結果と北教組「勤務実態記録」の比較

	A市町村の公表結果		北教組「勤務実態記録」(A市町村分)	
	時間外在校等時間 (平均)	上限を超えている割合	時間外在校等時間 (平均)	上限を超えている割合
小学校	31時間 56分	21.2%	44時間 00分	42.3%
中学校	41時間 32分	44.7%	53時間 19分	63.5%

(A市町村の「勤務実態記録」結果)



このような差が生じるのは、「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」が把握されていないなどの理由による。

	学校の出退勤管理システムに			
	休憩時間の業務が反映されている		週休日・休日の業務時間が反映されている	
	されている	されていない	されている	されていない
小学校	3	23	7	19
中学校	8	5	5	8
合計	11	28	12	27

過密化する教育課程と一人あたりの持ち授業時間数増

「標準授業時数」 1998年改訂と2017年改訂（現行）の比較

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
1998年	782	840	910	945	945	945	980	980	980
現行	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015

	調査実施年	集約人数	時間外在校等時間	持ち帰り業務	時間外+持ち帰り
全校種平均	2021年	6,035人	46時間39分	10h49m	57時間27分
	2020年	6,472人	54時間21分	10h48m	65時間09分
	2001年	3,899人	37時間00分	14h25m	51時間26分

「標準授業時数」が増え、一人あたりの持ち授業時数が増加したことにより、この20年間で時間外在校等時間も大幅に増加した。

学校現場は「日課」と「所定の勤務時間」がほぼ一致する

〈別記〉 「日課」と「所定の勤務時間」の関係

小学校の例

時刻	日課（児童の活動）	教員の動き	勤務時間の割振り	「給特法」上の解釈
7:40		出勤		在校等時間
7:40~8:00		教室点検・授業準備		時間外在校等時間 ↓ (7:40~8:00)
8:00~8:10	登校	職員朝会	所定の勤務時間 (8:00~15:30)	
8:10~8:20	朝学習	朝学習		
8:20~8:30	朝の会	回収物・健康調査等		
8:30~9:15	1校時	授業		
9:15~9:25	休み時間	授業準備等		
9:25~10:10	2校時	授業		
10:10~10:30	中休み	見回り・授業準備等		
10:30~11:15	3校時	授業		
11:15~11:25	休み時間	授業準備等		
11:25~12:10	4校時	授業		
12:10~12:50	給食	給食準備・給食		
12:50~13:10	清掃	清掃活動		
13:10~13:30	昼休み	見回り・授業準備等		
13:30~14:15	5校時	授業		
14:15~14:25	休み時間	授業準備等		
14:25~15:10	6校時 または 委員会・クラブ活動	授業 または 所属委員会・クラブの活動		
15:10~15:20	帰りの会	課題配布等		
15:20~15:30	下校	教室点検		
15:30~		子どもの情報交換 学年打合せ 採点業務 家庭学習・課題の添削 保護者への連絡 欠席者への対応 明日の授業準備 今後の教材研究 学年・学級通信作成 分掌業務 など 退勤	休憩時間 (15:30~16:15) ↓ 所定の勤務時間 (16:15~16:30)	時間外在校等時間 ↓ 休憩時間に業務 を行った場合
18:00				時間外在校等時間 (16:30~18:00)

日課（7時間10分） 所定の勤務時間（7時間45分）

合計 2時間35分

- 日本型の教育は、授業の他に、給食・休み時間・清掃・委員会活動など、児童・生徒のすべての活動を教職員が校務として行っている。これら児童・生徒の活動時間（日課）は、教職員の所定の勤務時間（7時間45分）とほぼ一致している。
- 小学校4年生以上は、ほぼ毎日が児童・生徒会活動、クラブ活動などを含めて6時間授業である。そのため、児童・生徒下。校後に残された所定の勤務時間は15~30分程度しかない。そのわずかな時間に授業以外の課題点検・採点業務・教材研究・通信作成・打ち合わせ・欠席者への対応・保護者への連絡・教室環境整備などの必要不可欠な業務を終えることはほぼ不可能である。したがって、教職員の労働は日課に拘束され、所定の勤務時間の中で工夫する余地がない。
- そのため、所定の勤務時間外・休憩時間・持ち帰りでの業務が余儀なくされている。

「9月勤務実態記録」で明らかとなったこと

- ①教職員の5人に1人が「過労死」の危険性がある
- ②多くの教職員が上限を超える違法な勤務環境におかれている
- ③部活動や学校行事の削減・縮小だけでは上限範囲とはならない
- ④多くの学校で正確な勤務時間把握とはなっていない
- ⑤時間外在校等時間の公表している自治体はごく少数である

業務量と教職員数のミスマッチ解消が必要不可欠

道・市町村教委は正確な時間外在校等時間の把握に努めるべき

①

- 所定の勤務時間の中に「日課表に拘束されない時間を最低2時間」を作る。
- ①教職員定数を増やす
  - ②年間標準授業時数を減らす
  - ③ ①②両方とも行う

②

- 「所定の勤務時間に収まらない業務」を無くす。
- ①部活動の社会教育へ移行する
  - ②所定の勤務時間を考慮しない学力向上策はやめる

③

- ②のようなことを助長する「『給特法』の廃止・抜本的見直し」を行う。

北教組の提言

- 1. 労働基準法の適用除外を認める「給特法」廃止・抜本的見直し
- 2. 教職員定数を増やすための「義務標準法」改正
- 3. 年間標準授業時数を削減するための「学習指導要領」改訂
- 4. 「学力向上策」の転換
- 5. 「部活動」の社会教育への移行

- ・ ①①② ③は、いずれも国による法改正が必要。
- ・ ②①についても国による制度設計が不可欠。

国が動かなければ、教職員の超勤・多忙化問題の抜本的な解決はない。